

納税準備預金

(2015年8月3日現在)

商 品 名 (愛 称)		納税準備預金
販売対象		・ 法人、個人
期間		・ 特に期間の定めはありません。
預入	預入方法	・ 随時預入できます。
	預入金額	・ 1 円以上
	預入単位	・ 1 円単位
払戻方法		・ 原則として租税納付にあてる場合に限り払戻しできます。 ・ 解約は原店（口座を開設した店舗）以外では取扱いできません。
利息	適用利率	・ 毎日の店頭表示の利率を適用します。
	支払方法	・ 年 2 回 2 月、8 月の第 3 土曜日に利息計算し、翌日に口座へ入金致します。
	計算方法	・ 1 年を 3 6 5 日とする日割計算 - 毎日の最終残高の 1 円以上について付利単位を 1 円として利息を計算します。
税金		・ 利息は非課税となりますが、租税納付以外の目的で払戻した場合には、当該利息計算期間中の利息については普通預金利率を適用し、20%の税金（国税15%、地方税5%）がかかります。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ・ 法人は総合課税となります。
中途解約の 取扱い		・ 解約元金を全額納税に充当する以外は、納税外支払いとなりますので、解約利息は普通預金利率を適用し、課税扱いとなります。
金利情報の 入手方法		・ 金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。

苦情処理措置・ 紛争解決措置	・ 苦情処理措置：本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話 0120-131-811）にお申出ください。 ・ 紛争解決措置：東京弁護士会（電話 03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話 03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話 03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話 03-3517-5825）にお申出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
その他参考 となる事項	・ 租税納付以外の目的で払戻した場合には、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、店頭表示された毎日の普通預金利率によって計算されます。 ・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）